

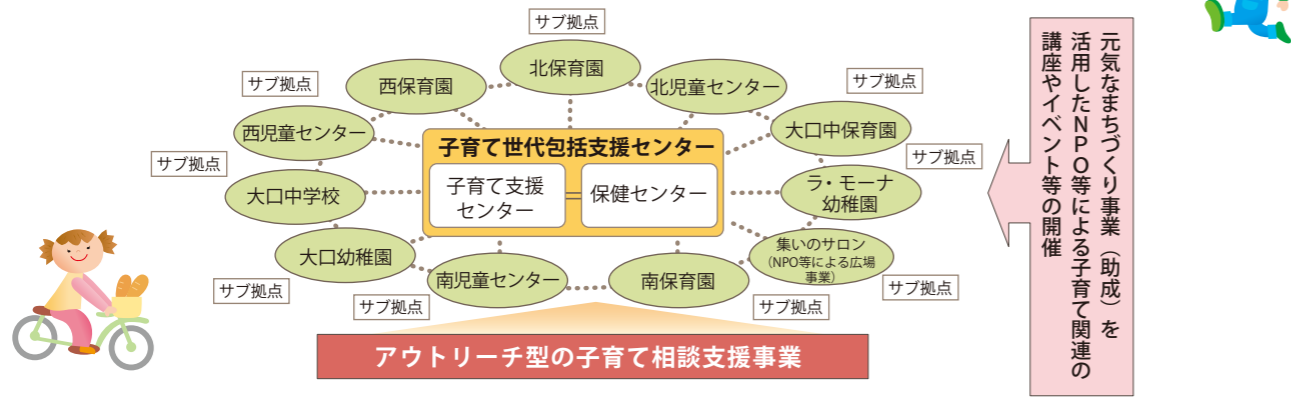
戦略プロジェクトの推進

複数の事業を組み合わせ、連携して総合的に進めていく事業を「戦略プロジェクト」として位置づけ推進していきます。

戦略プロジェクト1 地域まるっと子育て相談支援プロジェクト ～子育て家庭の孤立化ゼロ、児童虐待ゼロ作戦～

- ①子育て支援の中核拠点ー子育て世代包括支援センターの開設
- ②子育てサブ拠点の形成
- ③子育て中核拠点とサブ拠点の相互ネットワークの形成
- ④アウトリーチ型の子育て相談支援事業の継続的な推進

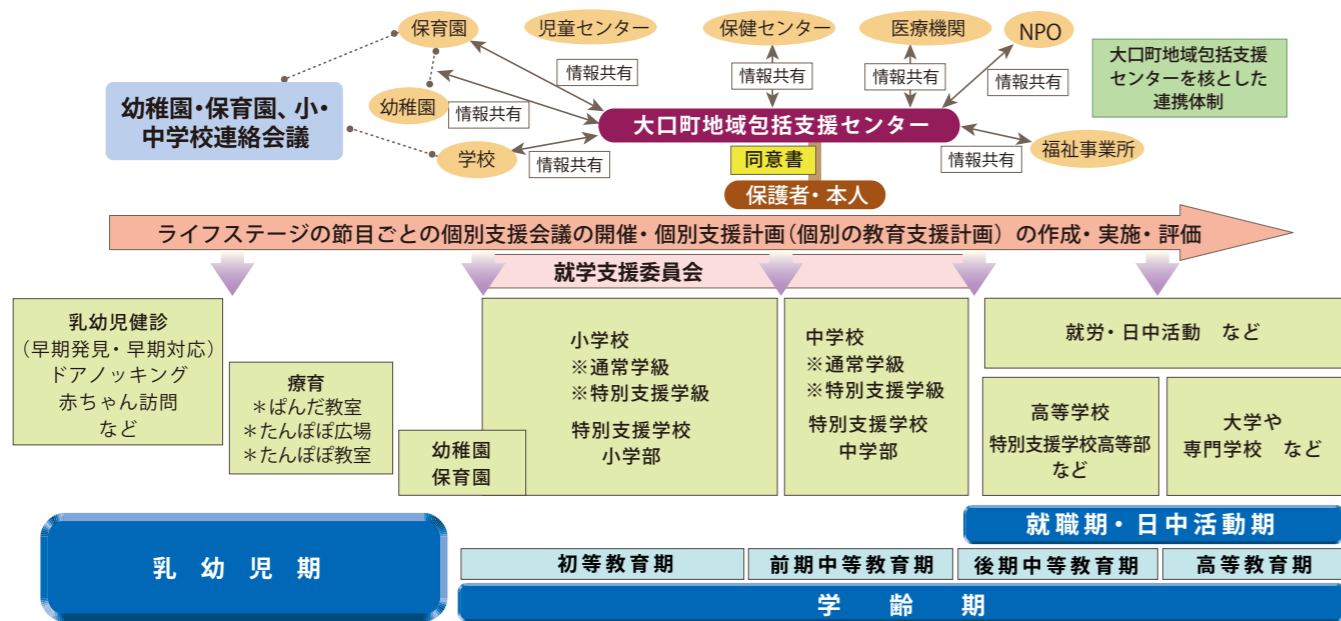
図 地域まるっと子育て相談支援プロジェクトのイメージ図



戦略プロジェクト2 子どもの発達・成長に応じた継ぎ目のない支援プロジェクト ～子どものライフステージ・ギャップゼロ作戦～

- ①幼稚園・保育園と小学校の連携会議を継続的開催
- ②継ぎ目のない相談支援体制の確立
- ③障がい児・発達障がい児のための療育・保育・教育の充実

図 子どもの発達・成長に応じた継ぎ目のない支援事業のイメージ（障がい児・発達障がい児のケース）



概要版

大口町

子ども・子育て支援事業計画 及び次世代育成支援行動計画

令和2年度～令和6年度



子どもは、次代を担うまちの宝です。

大口町で暮らすすべての子どもが、豊かな心を持ち、夢と希望を抱きながら、それぞれの個性を伸ばしつつ健康でいきいきと育っていくこと。それは、大口町民みんなの願いです。また、一人ひとりの子どもたちが安心感に包まれながら「いつも笑顔」で「幸せ」に暮らしていける地域社会をつくることは、私たち地域社会に暮らす大人の責務ではないでしょうか。

子育てが社会的にも意義あるものとして町民みんなが共有し、子どもも親も、地域の大人たちも、みんなが笑顔で育ち合う。そして、「子育て・子育て」をキーワードに、町民による様々な主体的な共助の活動が生まれ、そうした活動の積み重ねの中で大口町の新たな文化が芽吹き、花開いていく…。そんな、「子育て文化」が、先人たちが植え、育て守り続けてきた大口町のシンボル「五条川の桜」のように、美しく元気に咲き誇るまちづくりをめざします。また、「子育て」を見守り、支えていく「子育て文化」が咲き誇るまちづくりを通じて、将来にわたって活力が持続する「次世代が育つ持続可能なまち」の実現をめざします。

基本理念

子どもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口

～「次世代が育つ持続可能なまち」の実現をめざして～

子どもも大人も
地域も育つ



●子どもがいきいき

と育つのはもちろんのこと、子育てを通して、親を含めた大人も育ち、さらに、子育てを共に支え、見守り、自立した地域社会が醸成されていく想いや願いを表現しています。

子育て文化の
さくら咲く 大口

●文化とは、人々

の生活様式そのものであり、日々の生活の営みや人々の関わり合いの積み重ねの中で生まれ、受け継がれていく地域固有の有形無形の成果を意味します。「子育て文化」とは、子育てを通じた様々な活動や暮らし、子育てに対する想いや考え方が地域の個性として地域社会に根付くような形で、立ち表れてくる様子や状態をさします。

●大口町の文化的な環境や暮らしのシンボルとなっている五条川の桜並木は、太古の昔から大口に存在していたわけではありません。戦後間もない頃に大口で暮らしていた人たちが、郷土を愛する心と自立の精神をもって、桜の苗木を一本一本植え、それらを育て、守り伝えてきたことにより、育まれてきた財産であり、大口町を特徴づける個性ある文化なのです。

●多くの先人たちが明るく豊かな大口町の将来を夢見て一本一本の桜の苗木を植えたがごとく、現世代に生きる私たち大口町民一人ひとりが、子育て・子育てのまちづくりの土を耕し、苗を植え、肥料や水をあげることによって、美しく華やかに咲き誇る桜の花のように「子育て文化」を開花させる。このような、想いや願いを「子育て文化のさくら咲く 大口」と表現しました。



「次世代が育つ
持続可能なまち」の
実現をめざして

●活力ある地域

社会が持続していくためには、常に多くの子育て世代が地域に住み暮らしている状況にあること、つまり、常に次世代が地域社会で生まれている状況にあることが必要不可欠であり、人口減少時代における大口町のまちづくりの戦略として重要です。

●そこで、基本理念の副題として～「次世代が育つ持続可能なまち」の実現をめざして～を加えました。

基本的な視点

子どもの視点 (子育ての視点)

一人ひとりの子どもたちが、親や社会から愛されるべきかけがえのない存在として、夢と希望をもちつつ、安心して健やかに成長できる社会環境をつくることは、親を始めとした地域社会の大人たちの責務として十分に認識することが大切です。

「子どもの権利に関する条約」締結国でもあるわが国において、子どもは、一人の自立した人として、また、地域社会の一員として、生きる権利や育つ権利、守られる権利、参加する権利などの人権が十分に尊重され、保障されなくてはなりません。

そのため、子育てをする親に対する支援という「親支援の視点」に加え、子どもの育ちや子どもにとっての幸せに何が必要なのかという子どもの視点(子育ての視点)を第一義とした施策・事業を推進する視点を大切にします。

すべての家庭に おける 子育て支援・ 親育ち応援の 視点

これまで推進してきたような保育や放課後児童クラブの充実など、仕事と子育ての両立をめざす家庭への支援に加えて、家庭で子育てをしている親の孤立感や不安感の解消や積極的な社会参画に対する支援、ひとり親家庭や障がい児がいる家庭などに対する支援、母親だけでなく父親や祖父母も視野に入れた子育て支援など、すべての家庭に目を向けた子育て支援を進めることが大切です。

すべての家庭が、心にも身体にもゆとりをもって楽しみや喜びを実感しながら子育てができるよう支援していく視点や、子育てを通じて親としての自信を高め親自身も育つ「親育ち」を応援する視点を大切にします。

継ぎ目のない 支援の視点

子育て・子育て支援といっても、胎児から乳児幼児期、初等学齢期(小学生)、中等学齢期(中学生)など子どもの年齢によってその支援のあり方は多様であり、子どものライフステージに応じた子育て・子育てを促していくことが大切です。特に、障がいのある子どもやその親に対する支援については、乳幼児期から就園期、就園期から就学期、進学期や就労期にかけて大きなギャップがあるのが現状であり、継ぎ目のない相談支援や、ライフステージや障がいの状況に応じた個別支援教育が課題となっています。

関係部署や関係機関、子育て関連団体等が情報を共有しつつ、就園前の子育て家庭、幼稚園・保育園と小学校、中学校が相互により緊密な連携を図りながら、それぞれの子どもの年齢やおかれている状況など個々のライフステージに応じて、適切な子育て・子育てを継ぎ目なく支援していく視点や、要保護児童対策の視点を大切にします。

子どもを見守り 育てる地域社会 の視点

核家族化や近隣関係の希薄化などに伴って、「子育ての孤独化・孤立化」が進む傾向がありますが、子育ての中心は親や家庭にあるという基本認識をもちつつも、単に家庭だけに子育てを委ねるのではなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で担っていくという視点が大切です。

子どもや子育て家庭をあたたく見守り、応援するなど、親子が安心して共に育つことのできるような地域社会づくりを、個人を始め、家庭、自治組織や子育て支援グループ、行政などの様々な主体が相互に連携・協働することによって、地域ぐるみで進めていく視点を大切にします。

基本目標と次世代育成支援行動計画の施策体系

基本目標1

健やかな妊娠・ 出産と親子の 健康づくりを 支援する



短期間に心身や生活リズムの変化がおき、不安や悩みを抱えやすい妊娠中及び出産後における母親に対するケアや親になる上での準備を支援するなど、安心して出産し、育児できるような環境づくりを進めます。

また、乳幼児期における各種健診や予防接種、母親に対する育児不安の解消、正しい食生活の習慣や小児医療の充実など、親子が心身ともに健やかに安心して暮らせるよう、健康づくりの側面から総合的な支援を進めます。

施策体系

- 1-1 妊娠中及び出産後の親への支援
 - 1 妊産婦期における相談支援等の充実
 - 2 各種教室による出産・育児のための準備支援
- 1-2 乳幼児期の親子の健康づくりの確保
 - 1 各種健診や予防接種の充実
 - 2 医療費助成など小児医療環境の整備
 - 3 育児不安に対する相談体制の確保
 - 4 「食育」の推進

基本目標2

すべての家庭での 子育てを支援する



社会環境や家族形態の変化に伴って、以前に比べて、身近な地域や親族から子育ての支援が受けにくくなっており、そのため、母親の子育てに対する負担感、孤立感が大きくなる状況が見られます。こうした状況を踏まえ、地域社会のあり方について今一度考えるとともに、これまでどちらかといえば比重の低かった在宅で子育てをしている家庭への支援にも焦点をあて、子育て支援サービスの社会化をめざした総合的な支援を進めます。

また、ひとり親家庭や障がいのある子どもに対する支援や児童虐待防止など、社会的に弱い立場にある子どもたちへの支援を地域と行政が連携して進める仕組みづくりを進めます。

施策体系

- 2-1 地域における子育て支援サービスとネットワークの充実
 - 1 総合的な子育て支援サービスの充実
 - 2 相談機能の充実
 - 3 親と子どもの居場所づくり
 - 4 子育て情報の発信
 - 5 地域活動を通じた子育て支援の推進
- 2-2 要保護児童への対応
 - 1 ひとり親家庭等の自立支援
 - 2 児童虐待の防止と対策
 - 3 障がいのある子どもに対する施策の充実

基本目標3

働きながらの 子育てを 支援する



就業や地域活動への参加など、これまで以上に女性の社会参加が活発化している状況にあるなか、仕事と子育ての両立をめざす家庭の生活実態やニーズを踏まえ、保育園や放課後児童クラブなどにおける保育を子どもの視点に立ちつつ充実するなど、働きながらも子育てができるような環境づくりを進めます。

また、男性が積極的に子育てに参加する風土を醸成するため、企業や地域社会へその環境づくりを働きかけます。

施策体系

- 3-1 乳幼児保育・放課後児童クラブの充実
 - 1 保育園における多様な保育の充実
 - 2 小学校の児童に対する保育の充実
- 3-2 ワークライフバランスの普及促進

基本目標4

親と子がともに 学び育つ 環境づくりを 支援する



いじめや不登校、青少年犯罪など様々な問題が社会問題として取り上げられている現在、学校・家庭・地域それぞれの特性や役割を踏まえ、子どもが心豊かに学び育つ環境を整えることが求められます。

そのため、子どもの権利や子育てに対する理解をきちんと認識し、学校や家庭・地域の教育力を高めると同時に、子どもの自立や将来的に親になるための心の教育の実現をめざします。

施策体系

- 4-1 豊かな心を育む教育の促進
 - 1 幼児教育の充実
 - 2 誰もが学ぶ楽しさを知る学校教育の推進
 - 3 豊かな人間性と健やかなからだを育む教育の推進
- 4-2 家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験
 - 1 子どもの権利や子育てに対する理解の啓発
 - 2 家庭教育の支援と地域による教育
 - 3 次代の親を育むための教育

基本目標5

安全で快適な 子育て生活を 支える まちづくり



子育て家庭が安心して暮らし続けたいと思うまちであり続ける必要があります。

そのため、住宅や公共空間、交通環境などのハード面の整備を進めるとともに、安全・快適という観点からの様々なソフト的な取組を展開することにより、安全に子どもが育ち、快適に子育て家庭が暮らせるような社会環境形成をめざします。

施策体系

- 5-1 安全で快適な居住環境の整備
- 5-2 安全・安心なまちづくり
 - 1 子どもの安全を確保する活動の推進
 - 2 子どもをめぐる犯罪等のリスク対策の推進

子ども・子育て支援事業計画

幼児期の子どもの教育・保育、地域の子育て支援の需要量の推計や提供体制を定める計画です。

1 教育・保育

	R2	R3	R4	R5	R6	確保方策	
(1) 幼児期の教育（幼稚園）							
量の見込み（人）	330	335	332	337	335	既設の私立幼稚園2園でニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していきます。	
確保目標量（人）	388	388	388	388	388		
(2) 幼児期の保育（保育園）							
量の見込み（人）	0歳	40	45	47	50	町内の4つの保育園で、増え続ける0～2歳児の保育ニーズ量に対して、施設の拡充や柔軟な職員の配置により、必要なサービス量を確保していきます。3～5歳児についても増加が見込まれ、保育ニーズ量に応じて必要なサービス量を確保していきます。	
	1・2歳	200	197	208	218		
	3～5歳	472	475	482	487		495
確保目標量（人）	0歳	40	45	47	50		
	1・2歳	242	237	235	232		230
	3～5歳	508	508	508	508		508

2 地域子ども・子育て支援事業

	R2	R3	R4	R5	R6	確保方策
(1) 時間外保育（延長保育）事業						
量の見込み（人）	24	26	28	30	31	保育時間11時間を超えて行う時間外保育(延長保育)を、職員配置を適宜行うことによって、必要なサービス量を確保していきます。
確保目標量（人）	24	26	28	30	31	
(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）						
量の見込み（人・日）	6,900	6,790	6,542	6,470	6,279	引き続き、町内2つの幼稚園で見込み量に見合う量を確保します。
確保目標量（人・日）	8,718	8,718	8,718	8,718	8,718	
(3) 一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外）						
量の見込み（人・日）	709	691	700	697	692	大口中保育園で定員5人/日で実施しており、必要なサービス量を確保していきます。
確保目標量（人・日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
(4) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）						
量の見込み（人・日）	4,238	4,177	4,079	3,993	3,957	ニーズ量の見込みに見合うサービス量を確保していくものとします。
確保目標量（人・日）	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920	
(5) 病児保育事業						
量の見込み（人・日）	51	51	51	52	52	定員2人/日の病児保育の提供が可能で、引き続きサービスを提供していきます。
確保目標量（人・日）	480	480	480	480	480	
(6) すくすくサポート事業（子育て援助活動支援事業）						
量の見込み（人・日）	92	93	93	94	94	お互いに支え合いながら地域ぐるみで子育てしていく事業です。本事業の周知を行い、援助会員と利用会員の双方の会員拡大と利用促進に努めていきます。
確保目標量（人・日）	140	140	140	140	140	



(7) 放課後児童健全育成事業						
量の見込み（人）	237	243	248	252	257	職員の増員と別室の確保など、弾力的な事業運営によってニーズ量に見合う定員の確保に努めます。
確保目標量（人）	270	270	270	270	270	
(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）						
量の見込み（人・日）	0	0	0	0	0	緊急事態が生じた場合は、管内の一宮児童相談センターを通じて、町外の児童養護施設で対応していくものとします。
確保目標量（人・日）	0	0	0	0	0	
(9) 養育支援訪問事業						
量の見込み（人・日）	0	0	0	0	0	養育の面でリスクを抱える家庭に対しては、保健師による定期的な見守り等を行い、特に養育支援訪問事業として実施しないものとします。
確保目標量（人・日）	無し	無し	無し	無し	無し	
(10) 利用者支援事業						
量の見込み（か所数）	基本型1 母子保健型1					子育て支援センターと保健センターのそれぞれで行われる子育て・母子保健に関する情報提供や相談業務などの利用者支援事業（基本型・母子保健型）を合わせて「大口町子育て世代包括支援センター」と位置づけ、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。
確保目標量（か所数）	基本型1 母子保健型1					
(11) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）						
量の見込み（人）	241	245	245	245	249	0歳児のいるすべての家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。
事業実施予定	有り	有り	有り	有り	有り	
(12) 妊婦健康診査						
量の見込み（人）	241	245	245	245	249	すべての妊婦を対象に、妊娠期の健康診査（各14回）の受診を促進していきます。
健診回数（回）	3,374	3,430	3,430	3,430	3,486	
(13) 幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業						
量の見込み（人）	50	50	50	50	50	幼稚園に子どもを通わせている保護者のうち、条件に該当する世帯や子どもの副食費の実費負担分を援助します。
確保目標量（人）	50	50	50	50	50	
(14) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保						
給付申請手続きにおいては、保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。						

